

東住吉区地域連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 大阪市東住吉区役所（以下「区役所」という。）と地域で活動する団体が、密接な連携・協力により総合的かつ効果的な区政の推進に資するためには、「東住吉区地域連絡会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 行政からの市政及び区政に関する行政連絡又は協力依頼
- (2) 行政と参加者の市政及び区政に関する協議
- (3) その他前条の目的を達成するために必要とする事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 東住吉区長（以下「区長」という。）
- (2) 東住吉区内の各地域活動協議会の会長
- (3) 東住吉区内の各連合振興町会の会長
- (4) その他区長が必要と認める者

2 区長が会議の事務を総理する。

(会議)

第4条 会議は、区長が前条第1項に定める者を招集して行う。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、区役所区民企画課において行う。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。